

中部運輸局自動車技術安全部

令和5年9月15日定例記者懇談会発表

中部運輸局自動車技術安全部

管理課 山内、吉川

技術課 横山、杉田

TEL 052-952-8041

電動キックボードの適正使用等についてブースを出展します 「自動車なんでも無料相談所」@金山総合駅の開催

中部運輸局では、10月22日から23日の間、金山総合駅連絡橋で開催されるイベント「自動車なんでも無料相談所」内のブースにおいて、今年7月から新たなルールが始まった電動キックボードについて、車両展示を行い、適正な使用に係る周知・啓発を行いますので、お知らせします。

なお、このイベントは、健全なクルマ社会の発展に寄与すべく、愛知運輸支局等の関係機関及び自動車関係団体の協力の下、例年、一般社団法人愛知県自動車会議所が主催しているもので、その中で、自動車ユーザーが日頃から抱いているクルマに関する疑問・質問について、各分野の専門家が無料で相談に応じるほか、様々な催し物がございますので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

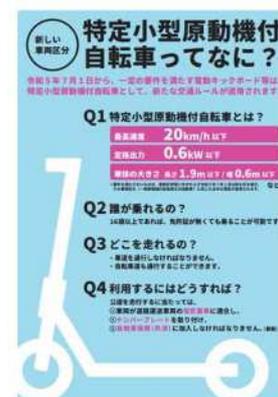
＜第16回自動車なんでも無料相談所＞

1. 日 時：令和5年10月22日（日）10：30～16：00
10月23日（月）10：00～16：00

2. 場 所：金山総合駅連絡橋イベント広場

3. 主 催：（一社）愛知県自動車会議所

4. 後 援：中部運輸局愛知運輸支局
（独）自動車技術総合機構中部検査部
軽自動車検査協会愛知主管事務所
愛知県



図：啓発用チラシ・ポスター

【相談所に関する問い合わせ先】
（一社）愛知県自動車会議所
熊谷、石井
TEL 052-881-1501



写真：昨年の風景

第16回

自動車なんでも 無料相談所開設!

?



クルマの疑問に、おこたえます!

日常生活になくてはならないクルマ。
疑問に思ったり、困ったことはありませんか。
知りたいこと、アドバイスが欲しいことなど、
自動車全般について無料で相談に応じます。

- ✓ 自動車の売買、検査・登録、希望番号制などでわからないこと。
- ✓ 自動車の故障や整備・車検のことでわからないこと、困ったこと。
- ✓ 交通事故や自動車の税金などでわからないこと、困ったこと。
- ✓ バス・タクシーについての意見や要望、荷物の運送・引越しの相談。
- ✓ その他、自動車のことでお困りのことはなんでも!

※ご相談内容によっては、お答えできない場合もございます。

?



令和5年
10月 **22**日 **日** **23**日 **月**
午前10:30▶午後4:00 午前10:00▶午後4:00

金山総合駅連絡橋 イベント広場

■相談員

愛知運輸支局、独立行政法人自動車技術総合機構、
軽自動車検査協会及び自動車関係団体の役職員。
法律問題は、弁護士が相談に応じます。

■主催

(一社)愛知県自動車会議所

名古屋市長和区滝子町30番16号 TEL.052-881-1501

■後援

中部運輸局愛知運輸支局
愛知県
独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部
軽自動車検査協会愛知主管事務所

■共催

独立行政法人自動車事故対策機構名古屋支所
中部自動車共済協同組合、(公社)愛知県バス協会
(一社)愛知県トラック協会、愛知県タクシー協会
名古屋タクシー協会、(一社)愛知県自家用自動車協会
(一社)愛知県自動車整備振興会
愛知県自動車販売店協会
愛知県軽自動車協会、愛知県自動車部品販売協会
(一社)日本自動車連盟愛知支部
中部自動車リース協会、(一社)愛知県レンタカー協会
(一財)日本自動車査定協会愛知県支所
愛知県中古自動車販売協会 (順不同)

車の運転が擬似体験できる
ドライブシミュレーション登場!



ミニゲームに参加された方に、
ガチャによる車消しゴムなどを
プレゼント!



ご相談された方に特別記念品
プレゼント!

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h** 以下

定格出力 **0.6kW** 以下

車体の大きさ 長さ **1.9m** 以下 / 幅 **0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。 など

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

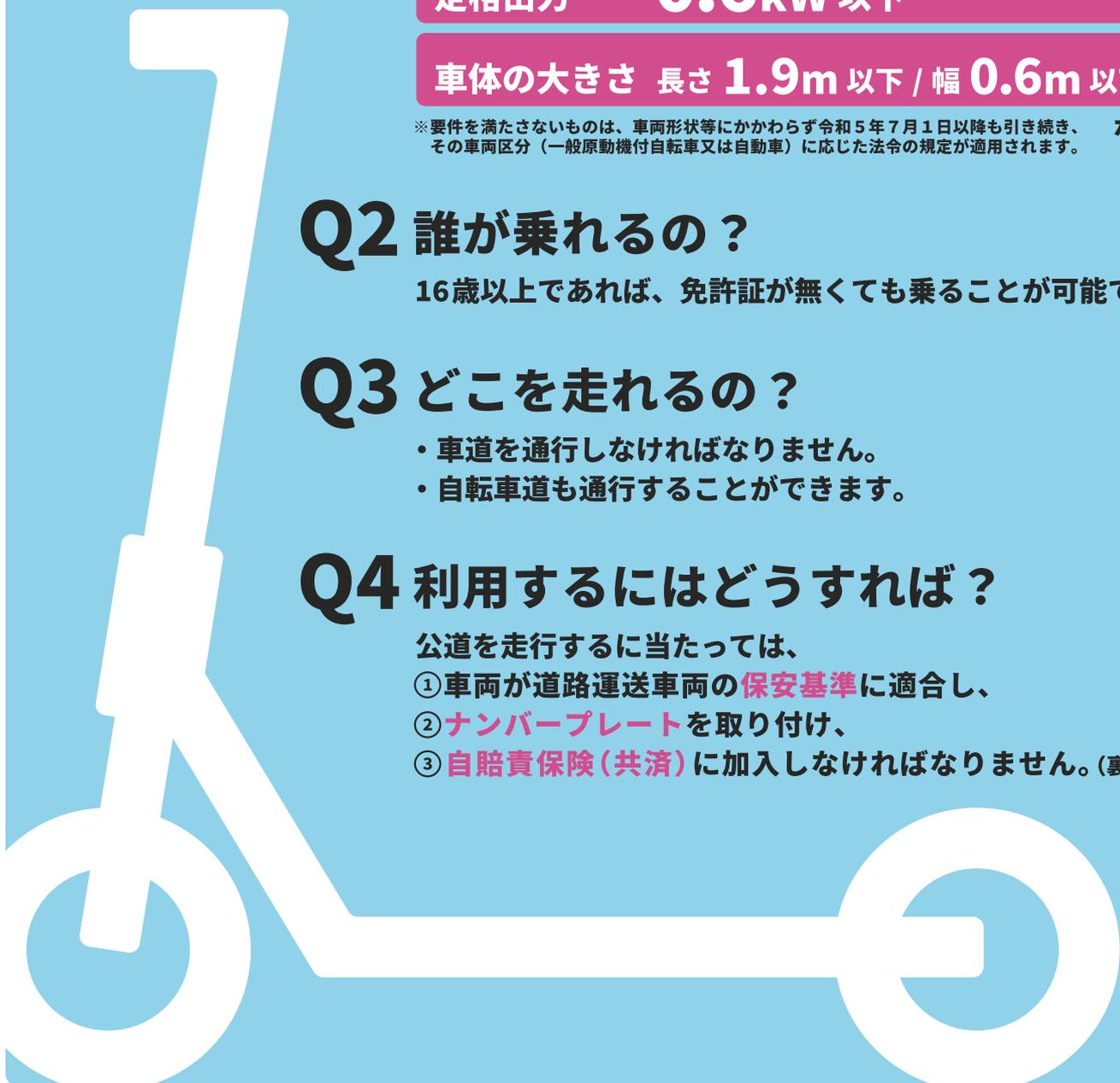
Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- ① 車両が道路運送車両の**保安基準**に適合し、
- ② **ナンバープレート**を取り付け、
- ③ **自賠責保険（共済）**に加入しなければなりません。（裏面）



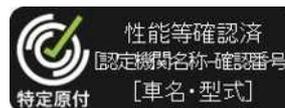
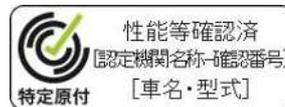
① 保安基準への適合が必要です！

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したのものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目



■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

② ナンバープレートが必要です！

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化！

③ 自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています！

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険（共済）

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

